

青森県報

第三千四百八十二号

平成二十三年
十二月二十八日
(水曜日)

目次

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定…………… (男女少年
参画課) …… 一

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福
政策課) …… 二

生活保護法による医療機関の指定…………… (高 同
齢福 課) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (保 同
険 課) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞
退…………… (障害福祉課) …… 三

漁船保険付保義務の発生…………… (水産振興課) …… 三

公 告

建設業者の許可の取消し…………… (東青地
県民局) …… 三

右 同…………… (中南地
県民局) …… 四

右 同…………… (上北地
県民局) …… 四

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の表空港と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月三十日から施行する。

告 示

青森県告示第九百五十一号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
一三〇一九	書籍	恋愛天国ハラダイス 一月号	竹書房	青森県青少年 健全育成条例

〇九六七五 一

11010	裏モノJAPAN 一月号	〇一八五	鉄人社	第十二条第一 項第一号該当
11011	無敵恋愛エスガール 一月号	〇八五七七	ぶんか社	
11013	ゴールデンDASHマガナム 一月号増刊	〇二〇六〇〇	晋遊舎	

青森県告示第九百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
鳴海外科医院 根城よしだ歯科医院	三沢市幸町一丁目一の一五 八戸市根城九丁目四の七	平成三・九・三〇 二二・八・三

青森県告示第九百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
鳴海外科医院 根城よしだ歯科 小川歯科	三沢市幸町一丁目一の一五 八戸市根城九丁目四の七 上北郡七戸町字七戸三二四の五	平成三・一〇・一 二二・九・一 二二・二・一

こころ薬局 ひまわり薬局田町店	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九 五所川原市田町四の一	二二・三・一 "
--------------------	----------------------------------	-------------

青森県告示第九百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社JPNCORPORATION	北津軽郡板柳町大字板柳字土井三五四	訪問介護	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一ト一二二一	平成三・三・六
医療法人青仁会	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	訪問介護	八戸市大字尻内町字八百刈四六の七	二二・三・三
株式会社ユ	弘前市大字原ケ五平二丁目五の三	訪問看護	弘前市大字原ケ五平二丁目五の三	二四・一・一

青森県告示第九百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 I P O N C O R A T J O N	医療法人青 仁会	株式会社 I P O N C O R A T J O N	氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は	指定介護予 防サービス 業者
弘前市大字原ケ 五平二丁目五の三	八戸市大字田面 三木字赤坂一六の	北津軽郡板柳町 大字板柳字土井 三五四	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 の種類
訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	名 称	介護予防サ ービス
訪問看護ステ ーション	訪問看護ステ ーション	ヘルパース ション	所 在 地	介護予防サ ービス事業 所
弘前市大字原ケ 五平二丁目五の三	八戸市大字尻内 の町字八百刈四六 七	北津軽郡板柳町 大字板柳字土井 二四の二神アバ イト二二	指 定 年月日	
二〇二一	二〇二二	二〇二二		

青森県告示第九百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所 在 地	指定辞退 年月日
有限会社沖館薬局 弘愛会クリニック	青森市柳川二丁目四の一九 弘前市大字早稲田二丁目二の四	平成三二・三〇 三三・三一

青森県告示第九百五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
	東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間四九番地一五 佐々木 信 昭 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九番地一 丸 本 末 義 東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄一六番地 牧 野 勇 次	三厩

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 丸彦日新
- 二 氏名 出町 時彦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本三丁目一七の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七五二号
- 五 取消年月日 平成二十三年十一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年十月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田村商事運輸

二 代表者の氏名 田村 幸靖

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字葛原字大柳三の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一七一〇三号

五 取消年月日 平成二十三年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三浦電業

二 氏名 三浦 信義

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水一〇一七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七一八号

五 取消年月日 平成二十三年十一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭